

剣道・居合道・杖道

称号・段級位審査規則

称号・段級位審査細則

付 称号・段位審査実施要領

平成24年4月1日制定

全日本剣道連盟

令和2年3月



# 剣道称号・段級位審査規則

平成24年4月1日制定

# 剣道称号・段級位審査細則

平成24年4月1日制定

## 付 剣道称号・段位審査実施要領

平成24年4月1日制定

**規 則**  
**剣道称号・段級位審査規則**  
以下「規則」という

第1章 総 則

第1条	目 的	1
第2条	最高位	1
第3条	全剣連審査員選考委員会	1
第4条	地方代表団体審査員選考委員会	3
第5条	審査委員長	3
第6条	審査員の選考・委嘱	3
第7条	審査員の選考基準、審査員の数	5
第8条	審査会	5
第9条	審査員の責務	7

第2章 称号の審査

第10条	付与基準	7
第11条	受審資格	7
第12条	審査の方法	9
第13条	審査の合否	9
第14条	特別措置	9

第3章 段位の審査

第15条	付与基準	11
第16条	地方代表団体の審査	11
第17条	受審資格	13
第18条	審査の方法	15
第19条	審査の合否	15
第20条	特別措置	15

第4章 級位の審査

第21条	級位及び付与基準	17
第22条	地方代表団体による審査等	17
第23条	受審資格	17
第24条	審査方法等	17

第5章 雑 則

第25条	情報の提供	19
第26条	審査料等	19
第27条	証書の授与	19
第28条	外国人の取扱い	19
	附 則	21

細 則  
剣道称号・段級位審査細則  
以下「細則」という

第1条	趣 旨	2
第2条	用語の意義	2
第3条	全剣連審査員選考委員会	2
第4条	審査委員長の任務	4
第5条	審査員の選考・委嘱	4
第6条	審査員の選考基準、審査員の数	6
第7条	審査主任の任務	6
第8条	審査員の責務	8
第9条	称号の付与基準	8
第10条	称号の受審資格	8
第11条	称号審査の方法	10
第12条	称号審査の特別措置	10
第13条	段位の付与基準	12
第14条	地方代表団体の審査	12
第15条	段位の受審資格	14
第16条	段位審査の方法	16
第17条	段位審査の特別措置	16
第18条	級位審査の方法	18
第19条	受審制限等	18
第20条	情報の提供	20
第21条	登録料	20
第22条	外国人の取扱い	20
	附 則	22
付	剣道称号段位審査実施要綱	23
	称号審査の方法	
	1 錬士の審査	23
	2 教士の審査	23
	3 範士の審査	24
	段位審査の方法	
	1 五段以下の実技審査	25
	2 六段から八段までの実技審査	25
	3 形審査における日本剣道形の実施本数	25
	4 五段以下の学科審査	25

## 第5章 雑 則

### (情報の提供)

第25条 全剣連又は地方代表団体の会長は、必要に応じ、受審者の合否等に関する情報を当該受審者に提供するものとする。

### (審査料等)

第26条 称号及び六段以上の段位の審査料、並びに称号及び段位の合格に伴う登録料については、別に定めるところにより、地方代表団体を経て全剣連に納入しなければならない。

- ② 第17条第2項第1号の規定による場合の登録料は、初段から累計した額とする。
- ③ 級位の審査料及び登録料は、地方代表団体の定めるところによる。

### (証書の授与)

第27条 会長は、称号又は段位の審査に合格した者に対し、証書を授与する。

- ② 地方代表団体の長は、一級から三級までの審査に合格した者に対し、会長の委任を受け、証書の授与を実施するものとする。

### (外国人の取扱い)

第28条 外国人の称号及び段位の審査に関する諸手続その他については、本規則の規定を準用するほか、諸手続については別に定める。